

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 16 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26380137

研究課題名(和文) 譲渡担保の私的実行における重複設定された担保権の処遇に関する日米の比較法的研究

研究課題名(英文) Junior Liens in Secured Transactions: A Comparative Study between American Law and Japanese Law

研究代表者

青木 則幸 (Aoki, Noriyuki)

早稲田大学・法学大学院・教授

研究者番号：30350416

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：譲渡担保は、事業の流動資産を目的物とするABLなどで幅広く用いられる法形式であるが、後順位譲渡担保の利用可能性には疑問の余地が大きい。判例(最判平成18年7月20日民集60巻6号2499頁)によって、後順位譲渡担保の設定の余地は認められているものの、私的実行権限がないとされているからである。米法でも、類比される後順位担保権が利用されており、実行権限の制限もない。実行によってより後順位の担保権のみを消滅させ先順位担保権を引き受ける制度を背景とするためである。わが国の問題は、順位を問わず同一の実行権限を前提にするがゆえに、強い後順位の弊害からオールオアナッシングの制度選択がなされていることにある。

研究成果の概要(英文)：Under Japanese Law, a Junior Lien in a Secured Transaction can be created and perfected, but cannot be foreclosed. Only if the Senior Lienor decides to foreclose the senior lien, the Junior can seize the debtor's claim for surplus, by which the Junior can realize its lien. Japanese Supreme Court points out if the Junior is eligible to foreclose the junior security interest it will harm the Senior because the senior lien is to be extinguished in the foreclosure started by the Junior without any legal dividing procedure, under Japanese Civil Procedure Law. In this research project, I suggest that Japanese Law should accept the idea that the Junior Lien never extinguish the senior lien in the foreclosure, learning from the American law.

研究分野：民法

キーワード：譲渡担保 後順位 実行 消除主義 引受主義 ABL モーゲージ UCC第9編

1. 研究開始当初の背景

(1) 要約すると次のような背景・問題意識によって開始した研究である。

事業者融資取引では従来型の譲渡担保取引の定着に加え優先的包括譲渡担保を利用する ABL 取引が展開されることによって、在庫商品や売掛債権等の流動財産について譲渡担保権が重複設定されるケースが増えつつある。「実行しない担保」としての ABL 取引の性質と ABL 貸主が単独債権者になりえない現実に鑑みると、事業者融資における重複設定された担保権では、後順位担保権の活用が求められるといえようが、現在の判例では、後順位譲渡担保権の私的実行権限が否定さえるなどその実効性について疑問がある。

(2) 詳細には、次のような背景を有する。

わが国の譲渡担保の実行方法に関しては、私的実行を主たる実行方法として措置しつつ、帰属清算および処分清算の2方式について、議論が積み重ねられてきた。しかし、譲渡担保の実行について生じうる問題のうち、同一目的物上に複数の譲渡担保が重複設定されている事案を想定しつつ1つの担保権の実行が行われるときに実行担保権以外の担保権(優先担保権および劣後担保権)をいかに処遇するべきかという点についての議論はいまだ希薄である。

この点、譲渡担保については、所有権の移転という法形式やそれに伴う公示制度の限界もあり、同一目的物上の譲渡担保の重複設定の可否が不明確である議論状況が続いてきたが、最判平成18年7月20日民集60巻6号2499頁は、集合動産譲渡担保の事案で重複設定の許容性を認めた。学説も、夙に、劣後担保権者の有する担保権の目的が設定者留保権であるとの理解から譲渡担保の重複設定を認める見解(道垣内弘人・担保物権法(第3版)312頁等)や、担保権の構成から重複設定を認める見解が示されており、重複設定の許容性を認める論調が支配的である。

しかし、劣後担保権の内容についての議論の未成熟と相俟って、いずれかの担保権の私的実行が他の担保権に及ぼす影響については、概ね、優先担保権の保護の観点のみから劣後担保権の私的実行権限を否定し、僅かに優先担保権の実行時に設定者が取得する清算金請求権への効力や優先担保権の任意弁済による消滅時の順位上昇の利益に劣後担保権の実益の余地を求めるとどまっているのが支配的な論調といえる。(前掲平成18年判決は、後順位譲渡担保権の私的実行権限を否定し、根拠として、抵当権類似の消除主義的処遇を想定しつつ、劣後する譲渡担保に私的実行の権限を認めた場合に、配当手続きの整備されていない私的実行では、先行する譲渡担保権者の優先権行使の機会が失われる点を挙げた。学説でも、判例の処遇を支持するものが多い。また、固定動産譲渡担保を

念頭に私的実行権限を認めたとうえで先順位担保権の付着する所有権を取得するとする見解はみられるが、かような見解でも集合動産譲渡担保については優先担保権者の固定化を伴う優先権行使の機会の保護の必要性から劣後担保権者の私的実行権限を否定するもの(田中克志・集合動産譲渡担保と目的動産の不適正処分等に関する一考察・法制研究11巻1=4号18頁)がある。)

問題は、以上のような処遇が、今後のわが国の取引実態において求められるべき制度設計に沿うものか否かである。この点で、注視すべきは、事業者に対する融資(以下、事業者融資と呼ぶ)に関して、近年わが国の取引実務でいわゆる ABL(アセット・ベースト・レンディング)の導入が進められていることである。

事業者融資取引においても、古くから⑦不動産や固定動産を譲渡担保に供する取引がみられ、関連する判例・学説が蓄積されてきた。また、1980年代頃からは、従来債務者の危急時における担保財産のように見られてきた在庫商品や売掛債権について、①正常業務としての流動動産譲渡担保や将来債権譲渡担保として利用する取引が増え、関連する判例・学説が展開されるようになっていた。かような中で、2000年代半ばから導入が進められている⑨ABLは、事業のキャッシュフローを構成する流動財産(在庫商品等の流動動産、売掛金債権等の流動債権、預金口座)を包括的に担保にとる取引類型である。⑨類型は担保目的財産の種類という点では①類型と重複するが、取引類型は異なる。①類型では、非占有担保の性質と関連付けて期中の債務者の事業経営の自由が説かれる一方、担保権の実行局面においては目的財産の換価金からの優先弁済の機能が強調されてきた。対して⑨類型では、キャッシュフローを生み出す事業価値そのものに注目する与信として、期中においても融資者の監視や助言による債務者の事業の適正な営業の確保が予定され、信用不安発生時にも事業清算につながる担保権の実行ではなく倒産手続等により事業継続を前提とした弁済の確保が行われる取引であることが強調される(池田真朗・ABLの展望と課題・NBL864号21頁等)。担保の機能もかような取引のサイクルとの関係で説明される(森田修・アメリカ倒産担保法(2005年)等)。

⑨類型を、⑦や①の類型に代替し一元化されるべき類型とみるのではなく、⑦や①の類型とは取引目的を異にし併存しうる取引類型とみる場合、劣後担保権に私的実行権限を認め実益を確保する要請は⑨類型の普及とともに高まっていく可能性がある。⑨類型の担保権者は優先的包括担保権者であるが、簡単には私的実行を行わない担保権者である。彼が単独担保権者でない場合、むしろ①類型の有担保融資を行う劣後担保権者が、時間的には先行して私的実行を行う要請も考えら

れるのである。

2. 研究の目的

当研究は上記の背景から、米国における後発的担保権の私的実行権限の適切な運営制度を支える法理の解明と論証に発展させたうえで、譲渡担保の私的実行における重複設定された担保権の処遇に関する日米の比較的研究を試みようとするものである。つまり、先順位の事業資産上の包括担保を利用する ABL 取引を想定しつつ、実効的な後順位担保に求められるべき効力、とくに実行権限の検討を目的とする。

3. 研究の方法

日米の比較法を行った。直接には、わが国で ABL として行われている集合動産譲渡担保、流動債権譲渡担保等を併用する担保取引と、米国の UCC 第 9 編による担保取引の比較を行った。

ただし、研究がすすむにつれ、本件研究の中心的な目的としている実行制度については、UCC 第 9 編独自の制度というよりも、不動産モーゲージを代表とする伝統的な米国の担保制度の基本的な制度設計が関連することが明らかになった(後述)ことから、不動産担保法をも検討対象に加えた。

4. 研究成果

(1) 米国においても、本研究が想定しているような、異なるタイプの複数の融資者が事業者たる債務者に対して事業の流動資産上の先順位担保権と後順位担保権を重複的に利用する取引が存在するのか。

この問題について、従来わが国の研究は、先順位担保権の利用についての研究が中心であった。本研究では、米国の取引慣行において、初期融資者が包括担保を利用する取引が存在することを確認したうえで、これが必ずしも「ABL (Asset Based Lending)」と呼ばれてきたわけではなく、むしろ、ABL は特定される流動資産の価値に注目する後発融資者が行う取引であることを明らかにした。

具体的には、フロアプランと動産担保証券ないし受取勘定債権金融の組み合わせによる取引類型に注目した。

フロアプランとは、典型例は次のような取引である。自動車メーカー M が、ディーラー B に、自動車を卸売りするに際し、与信売買は行わず、金融子会社 A に仕入れ代金の融資を行わせ、A から M への融資金額の直接送金と引換えに自動車を売却する。A の融資金額は B が仕入れる自動車 1 台ごとに算出され、各ユニットの与信額の弁済期に係る約定は、B が顧客 C に自動車を販売する時点を基準と

する約定の期間に全額が弁済される内容になっている。

フロアプランは、ボロウイングベースではなく、ユニットと呼ばれる棚卸資産を構成する個別動産ごとに、目的物の評価額に応じた与信が行われる。棚卸資産についての包括担保の形式をとるのは、対抗要件具備手続の簡略化の趣旨である。掛目は、90%程度と高く、評価額の 100%の融資が行われることもある。

受取勘定債権を目的物とする担保取引の基本構造は、日々変動するボロウイングベースに算入される受取勘定債権残額に対する、リボルビングローンの方法による与信残額の比率を、85%程度の約定比率以下に保つというものである。

包括担保権の効力が及び受取勘定債権の価値がすべてボロウイングベースに算入されるわけではない。将来債権の推定金額ではなく、B が日々の取引で現実に取得した既発生の受取勘定債権の具体的な金額が逐次ボロウイングベースに算入される。さらに、A には、B が取得した受取勘定債権をスクリーニングする権限が与えられている。すなわち、B の事業の通常の過程とはいえない原因によって発生した、C が B の関連会社である、B が C に未履行の反対債務を負っている、といった事情のある受取勘定債権は算入対象から外される。このような目的物の管理を A が行うために、日々 (daily basis) B から A に対して受取勘定債権に関するレポートがなされる。C から取り立てることのできる受取勘定債権残額について A が記録を管理する。受取勘定債権の履行状況について融資者が恒常的にモニタリングを行うといったことが予定されている。

以上から、A は、既発生債権について、C の信用リスクをとっているといえそうであるが、この点については、A・B 間で、リコースの特約による調整が行われる。A がボロウイングベースに算入した受取勘定債権が貸倒れになった場合に、A が B に求償する条件に関する特約であるが、一般に、条件付リコースの特約が用いられるという。

なお、目的物が、証券化を伴わない受取勘定債権である理由もこのような取引実態に由来する。日々変動する受取債権残額を逐次証券化することは煩雑であり、AB 間の基本契約と A の管理に伴う帳簿が担保権の目的物の範囲を証拠づけるのでよいというのである。

動産担保証券金融とは、典型的には次のような取引類型である。B が C に自動車を売却する際には、通常、C が自動車ローンを組み、自動車上に担保権が設定される。B は、売却によってこの担保付売掛債権である動産担保証券を取得する。有担保でありかつ消費者に対する債権は与信者にとって魅力的である。また、B が、フロアプランの債務者

である場合、販売により弁済期が到来する仕組みになっているため、動産担保証券金融は必須である。それゆえ、動産担保証券は、広範に債権譲渡による金融取引の対象となる。動産担保証券金融に積極的な競合他社が多い中で、掛目 100%等 B にとって有利なフロアプランが行われるのは、連続型への誘因としてであることも多いとされる。この場合、伝統的には、A が、B の販売によって発生した動産担保証券の引渡しを受け、C に通知のうえ、自ら C に対する債権管理を行うという取引が行われてきた。動産担保証券金融についても、C の貸倒れのリスクは存在する。そのために、A・B 間で、リコースの特約が置かれるのが通常である。この場合も、受取勘定債権金融同様、リコースの条件の異なる多様な特約がみられる。

(2) 米国の後発融資者が流動資産の価値に注目した与信を行う場合、後順位担保権を利用するのか。

後発融資者が、すでに初期融資者が担保にとっている流動資産上に、担保の設定を受けており、いずれも UCC 第 9 編の適用を受ける担保権であるという意味では、後順位担保権の利用といえる。しかし、その実体的内容は、(後述する実行権限の問題をひとまず措くとしても)わが国の譲渡担保とは決定的な違いがあることが明らかになった。

特に在庫商品の仕入れ費用に関する与信については、売買代金担保権の優先制度によって、順位の調整が行われており、先順位担保権と対称的な後順位担保権とはいえない。

売掛債権金融でも、債権の占有の概念を介して、後発の占有型担保権の優先の制度が存在する。

フロアプランおよび動産担保証券を併用する取引では、上記の特種な対抗要件制度を前提に、包括的に担保にとっている目的物のうち、在庫商品については、動産担保証券の前提として考える傾向にあり、売掛債権ないし動産担保証券の精査・管理を行うことで、目的物の価値ないし物的キャッシュフローからの回収を実質化している。

(3) 米国においても、優先関係の調整が行われない、わが国の後順位担保権に類比される後発担保権の利用も存在する。この後順位担保権の実行権限の内容はどうか。

この問題については、たとえば、第 1~第 3 順位の担保権が重複設定されており、第 2 順位の担保権が実行される場合には、第 3 順位のみが消滅(余剰の請求権を認める)し、第 1 順位担保権が引き受けられるという独特の引受主義がとられていることが明らかになった。また、このような制度は、UCC 第 9

編に基づく流動資産上の担保権に特有の制度ではなく、不動産モーゲージなど米国の伝統的な判例法理による担保権と軌を一にする内容であることが明らかになった。

5. 主な発表論文等

(雑誌論文)(計 2 件)

青木則幸 アメリカ不動産担保法における後順位担保権の位相 (1) コマーシャル・モーゲージにおけるメザニン・ファイナンスの展開を契機として
早稲田法学 92 巻 1 号 1-54 頁 (2016 年)(査読無)

青木則幸 アメリカの動産債権担保法と日米の ABL 取引類型
NBL1070 号 18-25 頁 (2016 年)(査読無)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

青木 則幸 (AOKI, Noriyuki)

早稲田大学・法学学術院・教授

研究者番号: 30350416